

衆議院

大蔵

委員

會議錄 第二号

平成元年十一月十四日(火曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 中西 啓介君

理事 衛藤征士郎君 理事 中村正三郎君

理事 平沼 赳夫君 理事 村井 仁君

理事 中村 正男君 理事 森田 景一君

愛野興一郎君 江口 一雄君

尾身 幸次君 太田 誠一君

片岡 清一君 金子 一義君

杉山 憲夫君 葉梨 信行君

鳩山由紀夫君 村上誠一郎君

山本 幸雄君 野口 幸一君

早川 勝君 武藤 山治君

平石廣作太郎君 矢追 秀彦君

伊藤 英成君 矢島 恒夫君

出席國務大臣

大蔵 大臣 橋本龍太郎君

出席政府委員

大蔵政務次官 高村 正彦君

大蔵省主計局次 小村 武君

委員外の出席者

大蔵委員会調査 兵藤 廣治君

室長

十一月七日

共済年金の改善に関する請願(宇野宗佑君紹介)

(第一六二号)

同(白井日出男君紹介)(第一六三号)

同(小川元君紹介)(第一六四号)

同(佐藤信二君紹介)(第一六五号)

同(田中龍夫君紹介)(第一六六号)

同(中西啓介君紹介)(第一六七号)

同(中村正三郎君紹介)(第一六八号)

第一類第五号

大蔵委員會議録第二号

平成元年十一月十四日

同(野呂田芳成君紹介)(第一六九号)

同(松野幸泰君紹介)(第一七〇号)

同(山下元利君紹介)(第一七一号)

同(渡辺美智雄君紹介)(第一七二号)

同(相沢英之君紹介)(第一七三号)

同(天野光晴君紹介)(第一七四号)

同(伊藤宗一郎君紹介)(第一七五号)

同(熊谷弘君紹介)(第一七六号)

同(塩谷一夫君紹介)(第一七七号)

同(田村良平君紹介)(第一七八号)

同(武村正義君紹介)(第一七九号)

同(中村喜四郎君紹介)(第一八〇号)

同(中村正三郎君紹介)(第一八一号)

同(原田憲君紹介)(第一八二号)

同(前村信孝君紹介)(第一八三号)

同(村岡兼造君紹介)(第一八四号)

同(柳沢伯夫君紹介)(第一八五号)

同(外五件伊東正義君紹介)(第一八六号)

同(江口一雄君紹介)(第一八七号)

同(小坂善太郎君紹介)(第一八八号)

同(中島衛君紹介)(第一八九号)

同(中山利生君紹介)(第一九〇号)

同(外一件(粟山明君紹介)(第一九一号)

土地・住宅税制の抜本改正に関する請願(天野

光晴君紹介)(第一九二号)

共済年金の支給開始年齢堅持に関する請願(沢

藤礼次郎君紹介)(第一九三号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法

律案(内閣提出、第百十四回国會閣法第六七号)

○中西委員長 これより會議を開きます。

第百十四回国會、内閣提出、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。橋本大蔵大臣。

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○橋本國務大臣 ただいま議題となりました国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

国家公務員等共済組合法の年金につきましては、さきの昭和六十一年四月より実施されました年金制度の改正におきまして、公的年金一元化を展望し、年金給付の設計等が厚生年金と基本的に同様のものとされたところであります。

このたび、政府は、厚生年金につきまして、財政再計算に伴い年金給付の改善等の措置を講ずるとともに、平成元年度の特例として年金額の改定を行うことを内容とする法律案を別途提出しております。国家公務員等共済組合法の年金につきましては、厚生年金と同様、年金給付の改善等所要の措置を講ずる必要があります。

また、日本鉄道共済組合の年金につきましては、御承知のとおり、このままでは平成二年度以降毎年三千億円に上る赤字の発生が見込まれるという大変厳しい財政事情にありま。政府は、別途、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案を提出し、平成二年度より被用者年金制度間の負担調整措置を実施することを提案しているところでありますが、この問題に対応するためには、まず、鉄道共済自身の最大限の自助努力が必要になつております。

さらに、日本たばこ共済組合の年金につきましても、その厳しい財政事情に対応するため、年金給付の見直しを含めました自助努力が必要になつております。

このような事情から、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、国家公務員等共済組合法による年金につきまして、厚生年金と同様、平成元年十月分より年金額の引き上げを行うとともに、支給回数が増加等を行うほか、年金額の改定の仕組みを完全自動物価スライド方式にすることとしたしております。また、短期給付につきまして、財源の拡充等所要の措置を講ずることとしております。

第二は、国家公務員等共済組合法による年金につきまして、平成元年度の特例として、平成元年四月分より、昭和六十三年の消費者物価上昇率を基準として年金額の改定を行うこととしております。

第三は、鉄道共済組合の年金につきまして、その厳しい財政事情に対応するための自助努力の一環として、平成二年四月より年金給付の見直しを行うとともに、旅客鉄道会社等の特別負担及び清算事業団の特別負担についての規定を設けることとしております。

第四は、たばこ共済組合の年金につきまして、その厳しい財政事情に対応するため、平成二年四月より、年金給付の見直しを行うとともに、たばこ会社の特別負担についての規定を設けることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○中西委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、
本日は、これにて散会いたします。
午前九時三十四分散会

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律

(国家公務員等共済組合法の一部改正)

第一条 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項の表を次のように改める。

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報 酬 月 額
第一級	八〇、〇〇〇円	八三、〇〇〇円未満
第二級	八六、〇〇〇円	八三、〇〇〇円以上 八九、〇〇〇円未満
第三級	九二、〇〇〇円	八九、〇〇〇円以上 九五、〇〇〇円未満
第四級	九八、〇〇〇円	九五、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第五級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第六級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第七級	一一六、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第八級	一二二、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一二八、〇〇〇円未満
第九級	一二八、〇〇〇円	一二八、〇〇〇円以上 一三五、〇〇〇円未満
第一〇級	一三四、〇〇〇円	一三五、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第一級	一四〇、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満
第一二級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満
第一三級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満
第一四級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第一五級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満
第一六級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満
第一七級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上 二一〇、〇〇〇円未満
第一八級	二一〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上 二二〇、〇〇〇円未満
第一九級	二二〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満
第二〇級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上 二七〇、〇〇〇円未満
第二一級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上 二九〇、〇〇〇円未満
第二二級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上 三二〇、〇〇〇円未満
第三〇級	三三〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円以上 三三〇、〇〇〇円未満

第二三級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上 三五〇、〇〇〇円未満
第二四級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上 三七〇、〇〇〇円未満
第二五級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上 三九五、〇〇〇円未満
第二六級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上 四二五、〇〇〇円未満
第二七級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上 四五五、〇〇〇円未満
第二八級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上 四八五、〇〇〇円未満
第二九級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上 五一五、〇〇〇円未満
第三〇級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上

第六十七條第一項中「前四十二日」の下に「(多胎妊娠の場合にあつては、七十日)」を加え、「以後四十二日」を「以後五十六日」に改める。

第七十二條の二第一項中「昭和六十年」を「昭和六十三年」に改め、「の百分の百五」及び「百分の九十五」を削る。

第七十三條第四項中「五月、八月及び十一月」を「四月、六月、八月、十月及び十二月」に改める。

第七十八條第二項中「十八万円」を「十九万二千元」に、「六万円」を「六万四千元」に改める。

第七十九條第二項中「百分の五十」を「百分の三十五、百分の五十、百分の六十五」に改める。

第八十二條第一項後段中「四十五万円」を「四十九万九千五百円」に改め、同条第三項第一号中「三百四十万円」を「三百五十七万円」に改め、同項第二号中「二百十万円」を「二百二十万五千元」に改め、同項第三号中「百九十万円」を「百九十九万五千元」に改める。

第八十三條第三項中「十八万円」を「十九万二千元」に改める。

第八十四條第二項中「前項」を「第一項」に改め、「受給権者」の下に「当該障害共済年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金が支給されない者に限る。」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

「(多胎妊娠の場合にあつては、七十日)」を加え、「以後四十二日」を「以後五十六日」に改める。

2 障害共済年金(その権利を取得した当該時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。)の受給権者であつて、病氣にかかり、又は負傷し、かつ、その病氣又は負傷に係る傷病(当該障害共済年金の給付事由となつた障害に係る傷病の初診日後に初診日があるものに限る。以下この項及び第八十七條第四項ただし書において同じ。)の初診日において組合員であつたものが、当該傷病により障害(障害等級の一級又は二級に該当しない程度のものに限る。以下この項、第八十六條第二項及び第八十七條第四項ただし書において「その他障害」という。)の状態にあり、かつ、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害共済年金の給付事由となつた障害とその他障害(その他障害が二以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害)とを併合した障害の程度が当該障害共済年金の給付事由となつた障害の程度より増進した場合においてその期間内にその者の請求があつたときは、その増進した後における障害の程度に応じて、その障害共済年金の額を改定する。

第八十五條第一項中「障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。以下この条を、その権利を取得した当該時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない

い程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く。以下この条及び次条に改める。

第八十六条中「(障害等級の一級又は二級に該当する程度の障害の状態にある場合に限る。)」を削り、「者を除く」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

2 障害共済年金の受給権者について、国民年金法第三十四条第四項の規定により併合された障害の程度が当該障害基礎年金の給付事由となつた障害の程度より増進したとき(当該併合された障害に係る同項に規定するその他障害が第八十四条第二項の規定による障害共済年金の額の改定の事由となつたその他障害に該当するものであるときを除く)は、同法第三十四条第四項の規定により併合された障害の程度に応じて、当該障害共済年金の額を改定する。

第八十七条第二項中「百分の五十」を「百分の三十五、百分の五十、百分の六十五」に改め、同条第四項に次のただし書を加える。

ただし、その支給を停止された障害共済年金(その権利を取得した当時から引き続き障害等級の一級又は二級に該当しない程度の障害の状態にある受給権者に係るものを除く)の受給権者が病氣にかかり、又は負傷し、かつ、その病氣又は負傷に係る傷病の初診日において組合員であつた場合であつて、当該傷病に係る障害認定日以後六十五歳に達する日の前日までの間において、当該障害共済年金の給付事由となつた障害とその他障害(その他障害が二級以上ある場合は、すべてのその他障害を併合した障害)とを併合した障害の程度が、障害等級の一級又は二級に該当するに至つたときは、この限りでない。

第八十七条の七後段中「四十五万円」を「四十九万九千五百円」に改める。

第八十九条第三項中「八十五万円」を「八十九万二千五百円」に改める。

第九十条中「四十五万円」を「四十九万九千五百円」に改める。

附則第三条の二第一項中「第六項において」を「以下」に改める。

附則第六条の次に次の一条を加える。

(短期給付等に係る標準報酬の区分の特例)
第六条の二 第四十二条第一項の規定による標準報酬の区分については、健康保険法第三条ノ二の規定による標準報酬の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより同項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級のうち最高等級の標準報酬の月額は、同法第三条及び第三条ノ二の規定による標準報酬の等級のうち最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。

2 前項の規定による標準報酬の区分の改定が行われた場合においては、第四十二条第一項中「区分」とあるのは、「区分(附則第六条の二第一項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、改定後の区分)」とする。

3 前二項の規定は、長期給付の額の算定並びに長期給付に係る掛金及び負担金の徴収に関しては、適用しない。

附則第十二条の四第一項第一号中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に改める。

附則第十二条の九第二項第二号中「昭和七十六年六月三十日」を「平成七年六月三十日」に改める。

附則第十二条の十第一項中「第六項まで」の下に「第八十四条第二項、第八十六条第二項及び第八十七条第四項ただし書」を加え、同条第二項中「第八十四条第二項」を「第八十四条第三項」に改める。

附則第十二条の十一の表中「昭和六十四年六月三十日」を「平成元年六月三十日」に、「昭和六十四年七月一日から昭和六十七年六月三十日

まで」を「平成元年七月一日から平成四年六月三十日まで」に、「昭和六十七年七月一日から昭和七十六年六月三十日まで」を「平成四年七月一日から平成七年六月三十日まで」に改める。

附則第十三条の八の次に次の一条を加える。

(平均標準報酬月額の改定)
第十三条の九 昭和六十六年九月以前の期間又は同年十月から平成元年三月までの期間であつて政令で定めるところにより区分された期間に係る組合員期間を有する者の平均標準報酬月額を計算する場合においては、第七十七条第一項中「各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額」とあるのは、「各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額(その月が附則第十三条の九に規定する政令で定めるところにより区分された期間に属するときは、その月の標準報酬の月額にそれぞれ当該期間における標準報酬等平均額(全組合員(政令で定める者を除く。以下この項において同じ)並びに厚生年金保険の全被保険者(政令で定める者を除く)との間、当該期間が昭和六十一年三月以前の期間に係る期間であるときは、船員保険の全被保険者(政令で定める者を除く)を含む)及び国民年金法第五十一条第三号から第五号までに掲げる法律に基づく共済組合の組合員(政令で定める者を除く)の標準報酬の月額(以下この項において同じ)の標準報酬月額を乗じて得た額とし、その月が昭和六十九年九月以前の期間に属するときは、その月の標準報酬の月額にそれぞれ附則第十三条の九に規定する政令で定めるところにより区分された期間のうちの最初の期間に係る当該政令で定める率を乗じて得た額とする。)」とする。

附則第十四条の二第二項を次のように改める。

2 連合会が前項の規定により行う交付金の交付の事業に要する費用のうち、大蔵大臣が定める基準を超える著しい掛金に係る不均衡を調整するための交付金の交付に要する費用として政令で定めるところにより算定した費用は、組合からの連合会に対する特別提出金をもつて充てられるものとする。

附則第十四条の二第六項を同条第十項とし、同条第三項から第五項までを四項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の四項を加える。

3 連合会が第一項の規定により行う事業に要する費用(前項の規定により特別提出金をもつて充てられる費用を除く)は、次に掲げる調整提出金又は預託金の運用収入をもつて充

月額を政令で定めるところにより補正した額又は標準給与の月額とする。を平均した額をいう。に対する基準標準報酬等平均額(附則第十三条の九に規定する政令で定めるところにより区分された期間のうちの最後の期間における全組合員並びに厚生年金保険の全被保険者(政令で定める者を除く)及び国民年金法第五十一条第三号から第五号までに掲げる法律に基づく共済組合の全組合員の標準報酬の月額(厚生年金保険の被保険者にあつては標準報酬月額とし、同条第三号から第五号までに掲げる法律に基づく共済組合の組合員にあつてはこれらの法律に規定する給料の月額を政令で定めるところにより補正した額又は標準給与の月額とする)を平均した額をいう)の比率に相当する比率を参酌して政令で定める率を乗じて得た額とし、その月が昭和六十九年九月以前の期間に属するときは、その月の標準報酬の月額にそれぞれ附則第十三条の九に規定する政令で定めるところにより区分された期間のうちの最初の期間に係る当該政令で定める率を乗じて得た額とする。とする。

附則第十四条の二第二項を次のように改める。

2 連合会が前項の規定により行う交付金の交付の事業に要する費用のうち、大蔵大臣が定める基準を超える著しい掛金に係る不均衡を調整するための交付金の交付に要する費用として政令で定めるところにより算定した費用は、組合からの連合会に対する特別提出金をもつて充てられるものとする。

附則第十四条の二第六項を同条第十項とし、同条第三項から第五項までを四項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の四項を加える。

3 連合会が第一項の規定により行う事業に要する費用(前項の規定により特別提出金をもつて充てられる費用を除く)は、次に掲げる調整提出金又は預託金の運用収入をもつて充

第一類第五号 大蔵委員会議録第二号 平成元年十一月十四日

三

てゐるものとする。

一 組合からの連合会に対する調整拠出金
二 組合からの連合会に対する預託金の運用
収入

4 組合は、政令で定めるところにより、第二項の特別拠出金若しくは前項第一号の調整拠出金を連合会に拠出し、又は短期給付に係る業務上の余裕金のうちから同項第二号の預託金を連合会に預託するものとする。

5 前項の規定により連合会に拠出する特別拠出金の拠出に要する費用は、国、適用法人指定法人を含む。若しくは職員団体又は組合若しくは連合会が、政令で定めるところにより、負担するものとする。

6 第九十九条第一項第一号及び第二項第一号の規定の適用については、第三項第一号の調整拠出金は、短期給付に要する費用とみなす。附則第十四条の十を附則第十四条の十一とし、附則第十四条の九の次に次の一条を加える。
(旅客鉄道会社等又は日本たばこ産業株式会社等の負担の特例)

第十四条の十 日本鉄道共済組合は、当分の間、旅客鉄道会社等(当該法人に係る指定法人を含む。第三項において同じ。)又は日本鉄道共済組合の組合員である専従職員(第九十九条第五項に規定する専従職員をいう。)を有する職員団体に対し、定款で定めるところにより、日本鉄道共済組合の長期給付に要する費用(基礎年金拠出金の納付に要する費用(同条第三項の規定による国の負担に係るものを除く。)を含む。同条第二項第三号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。)の一部に充てるための資金の拠出を要請することができる。

2 日本鉄道共済組合は、当分の間、日本鉄道共済組合の組合員である組合職員を有する場合に、第二百二十五条の規定により読み替えられた第九十九条第二項第二号に定める負担金のほか、定款で定めるところにより、長期

給付に要する費用の一部を負担することができ、

3 第一項の要請に応じ旅客鉄道会社等若しくは職員団体から資金の拠出があつたとき、又は前項の規定により費用の負担をしたときは、日本鉄道共済組合は、当該拠出を受けた金額又は当該負担に係る金額を長期給付に要する費用に充てるものとする。この場合において、第九十九条第一項第二号中「掲げるもの」とあるのは、「掲げるもの及び附則第十四条の十の規定による拠出又は負担に係るもの」として、同号の規定を適用する。

4 前三項の規定は、日本たばこ産業共済組合について準用する。この場合において、第一項及び前項中「旅客鉄道会社等」とあるのは、「日本たばこ産業株式会社」と読み替へるものとする。

附則第二十条第二項中「長期給付財政調整事業が実施されている間」を「当分の間」に改め、「交付金の額」の下に、「附則第十四条の十の規定により拠出又は負担される金額」を加える。

附則第二十条の二の見出し中「日本鉄道共済組合」の下に「又は日本たばこ産業共済組合」を加え、同条第一項中「日本鉄道共済組合」の下に「又は日本たばこ産業共済組合」を加え、「又は日本たばこ産業共済組合」を加え、「長期給付財政調整事業が実施されている間」を「当分の間」に改め、同条第二項中「長期給付財政調整事業が実施されている間」を「当分の間」に改め、「日本鉄道共済組合」の下に「又は日本たばこ産業共済組合」を加え、同条第三項中「日本たばこ産業共済組合若しくは」を削り、「日本鉄道共済組合」の下に「又は日本たばこ産業共済組合」を加え、同条第四項中「日本鉄道共済組合」の下に「又は日本たばこ産業共済組合」を加え、同条第五項中「日本たばこ産業共済組合若しくは」を削り、「日本たばこ産業共済組合」の下に「又は日本たばこ産業共済組合」を加え、同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合が支給する退職共済年金については、次項に定める場合を除き、附則第十二条の七及び第十二条の八の規定は、適用しないものとする。

6 日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合の組合員(昭和十一年七月一日以前に生まれた者に限る。)が平成四年三月三十一日以前に退職した場合における附則第十二条の八第一項から第八項までの規定の適用については、同条第一項中「附則別表第一の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「六十歳」と、「当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「五十八歳(昭和九年七月二日以後に生まれた者にあつては、五十九歳)に達した後六十歳」と、同条第二項中「附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「六十歳」と、「当該区分に応じ同表の下欄に掲げる年齢に達した後同表の中欄に掲げる年齢」とあるのは「五十八歳(平成三年七月一日以後に退職した者(昭和九年七月一日以後に退職した者を除く。)にあつては、五十九歳)に達した後六十歳」と、同条第三項中「その額の百分の四に相当する金額に附則別表第一又は附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じこれらの表の中欄に掲げる年齢(以下「特例支給開始年齢」という。))とあるのは「その額に、六十歳」と、「を乗じて」とあるのは「に」に「に」を乗じて」として政令で定める率を乗じて」と、同条第五項中「その者に係る特例支給開始年齢」とあるのは「六十歳」とする。

附則別表第二中「昭和六十四年六月三十日」を「平成元年六月三十日」に、「昭和六十四年七月一日から昭和六十七年六月三十日まで」を「平成元年七月一日から平成四年六月三十日まで」に、「昭和六十七年七月一日から昭和七十年六月三十日まで」を「平成四年七月一日から平成七年六月三十日まで」に改める。

(国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)
第二条 国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により行われる年金である給付の額の改定により増加する費用は、政令で定めるところにより、国又は適用法人が負担する。

第十條第二項中「及び次項」を削り、同条に次の一項を加える。

5 日本鉄道共済組合(新法第八條第二項に規定する日本鉄道共済組合をいう。)又は日本たばこ産業共済組合(同項に規定する日本たばこ産業共済組合をいう。)が支給する新法附則第十二条の三の規定による退職共済年金に對する第二項の規定の適用については、同項中「六十歳(その者が、新法附則第十二条の七第一項又は第二項に規定する者であるときは、それぞれ新法附則別表第一又は新法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ、これらの表の中欄に掲げる年齢。以下この項において同じ。)」とあるのは、「六十歳」とする。

六月三十日まで」を「平成四年七月一日から平成七年六月三十日まで」に改める。

(国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)
第二条 国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により行われる年金である給付の額の改定により増加する費用は、政令で定めるところにより、国又は適用法人が負担する。

第十條第二項中「及び次項」を削り、同条に次の一項を加える。

5 日本鉄道共済組合(新法第八條第二項に規定する日本鉄道共済組合をいう。)又は日本たばこ産業共済組合(同項に規定する日本たばこ産業共済組合をいう。)が支給する新法附則第十二条の三の規定による退職共済年金に對する第二項の規定の適用については、同項中「六十歳(その者が、新法附則第十二条の七第一項又は第二項に規定する者であるときは、それぞれ新法附則別表第一又は新法附則別表第二の上欄に掲げる者の区分に応じ、これらの表の中欄に掲げる年齢。以下この項において同じ。)」とあるのは、「六十歳」とする。

(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)
第三条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号)の一部を次のように改正する。

附則第二條第七号中「又は総理府において作成した全国消費者物価指数」を削る。

附則第十一條第三項に後段として次のように加える。
この場合において、同条第四項ただし書中「この法律による年金である給付」とあるのは、「この法律による年金である給付、国家公

務員等共済組合法等の一部を改正する法律
(昭和六十一年法律第五号) 附則第十一條第一項に規定する旧共済法による年金若しくは旧船員保険法による年金たる保険給付」と読み替へるものとする。

附則第十三条を次のように改める。
第十三条 削除

附則第十六条第一項第一号中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に改め、同項第二号中「国民年金等改正法附則第九條又は」を削り、同条第二項中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に改め、同条第三項中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に改め、昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率を千二百五十円に乘じて得た金額を「千六百三十三円」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「千二百五十円に昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和六十一年の年度平均の物価指数の比率(昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を下つたときは、昭和五十四年度の年度平均の物価指数に対する昭和五十八年度の年度平均の物価指数の比率とする。以下昭和五十四年度基準物価上昇比率」という)を乘じて得た金額を基準として政令で定める金額」を「千六百三十三円」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「千二百五十円」を「千三百八十八円」に改め、同条第七項中「公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第十六条第五項に規定する昭和五十四年度基準物価上昇比率を乘じて得た金額を基準として政令で定める金額」を「千六百三十三円」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とする。

附則第十七条第二項第一号中「二万四千円」を「二万八千二百円」に改め、同項第二号中「四万八千円」を「五万六千四百円」に改め、同項第三号中「七万二千円」を「八万四千六百円」に改め、

め、同項第四号中「九万六千円」を「十一万二千八百円」に改め、同項第五号中「十二万円」を「十四万四千円」に改める。
附則第十九条第二項中「第五項」を「第四項」に改める。

附則第二十八條第一項第一号中「附則第十三條の規定又は」を削り、同項第二号中「国民年金等改正法附則第九條又は」を削る。
附則第三十二條第二項中「昭和六十六年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改める。

附則第三十四條の見出し中「日本鉄道共済組合」の下に「又は日本たばこ産業共済組合」を加え、同条第一項中「長期給付財政調整事業(新共済法附則第十四條の第三項に規定する長期給付財政調整事業をいう。以下同じ)が実施されている間」を「当分の間に、」が支給する」を「又は日本たばこ産業共済組合(新共済法第八條第二項に規定する日本たばこ産業共済組合をいう。以下同じ)が支給する」に改め、同条第二項中「日本鉄道共済組合」の下に「又は日本たばこ産業共済組合」を加える。

附則第三十五條第一項ただし書中「公団体基礎給付年額」の下に「にそれぞれ新共済法附則第十三條の九に規定する政令で定めるところにより区分された期間のうちの最初の期間に係る同条の規定により読み替えられた新共済法第七十七條第一項に規定する政令で定める率を乘じて得た額」を、「政令で定める率」の下に「に当該政令で定める率を乘じて得た額」を加え、同項第一号中「四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乘じて得た金額を基準として政令で定める金額」及び「当該政令で定める金額」を「六十二万四千七百二十円」に改め、同項第二号中「二万四千六百円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乘じて得た金額を基準として政令で定める金額」を「三万三千二百三十六円」に改める。

附則第三十六條第一項中「百分の五十」を「百分の三十五、百分の五十、百分の六十五」に改め

る。
附則第四十條第一項第一号を次のように改める。
一 六十二万四千七百二十円

附則第四十二條第一項第一号中「四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乘じて得た金額を基準として政令で定める金額」及び「当該政令で定める金額」を「六十二万四千七百二十円」に改め、同条第二項第一号中「四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乘じて得た金額を基準として政令で定める金額」を「六十二万四千七百二十円」に改め、同条第三項第一号中「四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乘じて得た金額を基準として政令で定める金額」を「六十二万四千七百二十円」に改める。

附則第四十四條第一項中「百分の五十」を「百分の三十五、百分の五十、百分の六十五」に改める。
附則第四十六條第一項第一号中「四十九万二千円に昭和五十四年度基準物価上昇比率を乘じて得た金額を基準として政令で定める金額」を「六十二万四千七百二十円」に改め、同条第五項中「当該各号に掲げる額」とあるのは、「当該各号に掲げる額(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第五号)附則第十三條に規定する昭和五十八年度基準物価上昇比率が百分の百を超えたときは、当該比率を当該各号に掲げる額に乘じて得た金額を基準として政令で定める金額)」を「十二万二千円」とあるのは「二十二万八千円」と、「二十一万二千円」とあるのは「二十二万四千円」に改める。

附則第五十條第一項中「昭和六十年」を「昭和六十三年」に改め、「百分の百五」及び「百分の九十五」を削る。
附則第五十一條の見出し中「日本鉄道共済組合」の下に「又は日本たばこ産業共済組合」を加え、同条第一項を次のように改める。

日本鉄道共済組合が支給する旧共済法による年金に対する附則第三十五條第一項、第四

十條第一項、第四十二條第二項及び第四十六條第一項の規定の適用については、附則第三十五條第一項ただし書中「公団体基礎給付年額」とあるのは「昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第四百号)第十條の八第一項に規定する公団体基礎給付年額を同項各号及び同法第十條の十第一項各号の規定の例により引き上げることとした場合の額」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額に百分の百を乘じて得た金額」と、同項第一号中「加えた金額」とあるのは「加えた金額」に百分の百を乘じて得た金額」と、同項第二号中「相当する金額」とあるのは「相当する金額に百分の百を乘じて得た金額」と、附則第四十條第一項第一号中「六十二万四千七百二十円」とあるのは「六十二万四千七百二十円に百分の百を乘じて得た金額」と、同項第二号中「乘じて得た金額」とあるのは「乘じて得た金額に百分の百を乘じて得た金額」と、附則第四十二條第一項第一号中「前項ただし書」とあるのは「前項ただし書中「相当する金額」とあるのは、「相当する金額に百分の百を乘じて得た金額」と読み替へて、同項ただし書と、同項第一号中「加算して得た金額」とあるのは「加算して得た金額に百分の百を乘じて得た金額」と、同項第四号中「相当する金額」とあるのは「相当する金額に百分の百を乘じて得た金額」と、附則第四十六條第一項第一号中「加えた金額」とあるのは「加えた金額に百分の百を乘じて得た金額」とする。

附則第五十一條第二項中「日本鉄道共済組合」の下に「又は日本たばこ産業共済組合」を加え、「長期給付財政調整事業が実施されている間」を「当分の間に」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「日本鉄道共済組合」の下に「又は日本たばこ産業共済組合」を加え、「長期給付財政調整事業の実施状況を削り、「旧共

済法による年金の額の改定に」を「旧共済法による年金の額（日本たばこ産業共済組合が支給する旧共済法による年金にあつては、当該年金の額のうち、新共済法第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、障害共済年金の職域加算額又は遺族共済年金の職域加算額に相当するものとして政令で定める部分の額）の改定に」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 日本鉄道共済組合が支給する退職年金又は減額退職年金の受給権者が、月の初日（昭和五十九年三月一日以前の日に限る。）に退職した者であり、かつ、その退職の日においてその者の受ける給与に關し昇給（日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）附則第二項による廃止前の日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第四十四条に規定する給与準則その他の給与に關する規程に基づく昇給で一般職の職員に關する給与に關する法律第八條第七項の規定による昇給に相当するものとして大蔵大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。）があつた者である場合における附則第三十五條第三項（附則第三十七條第二項において準用する場合を含む。）及び第三十六條第三項（附則第三十九條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、次の各号に掲げる額のうちのいずれか多い額をもつて、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた当該年金の額とみなす。

一 当該退職の日において昇給がなかつたとしたならばその者の年金額の算定の基準となるべき旧公企体共済法第十七條第一項に規定する俸給年額を求め、その俸給年額を基礎として旧公企体共済法の規定により算定されるべき当該年金の額を算定し、その額を改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第二條の規定による廃止前の昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済

組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に關する法律（昭和四十二年法律第六十六号）第三條から第三條の十五までの規定又は昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第三十五号）附則第五條若しくは昭和四十二年以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十九号）附則第四條の規定の例に準じて改定するものとした場合の額

二 改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第十八條第八項の規定を適用しないものとして改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第十八條、第十九條、第二十四條、第二十七條から第二十九條まで及び第三十八條の規定により算定されるべき当該年金の額

附則第五十七條第一項中「比率」の下に「新共済法附則第十三條の九に規定する政令で定めるところにより区分された期間のうちの最初の期間に係る同条の規定により読み替えられた新共済法第七十七條第一項に規定する政令で定める率に乘じて得た率」を加える。

2 新共済法附則第十四條の十の規定は、日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合が支給する旧共済法による年金の給付に要する費用（前項第一号から第四号までに掲げる費用を除く。）について準用する。この場合において、同条第三項中「第九十九條第一項第二号」とあるのは「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第六十五号）附則第六十四條第一項第五号」と、掲げるもの」とあるのは「規定するもの」と、附則第十四條の十」とあるのは「新共済法附則第十四條の十」と読み替えるものとする。

附則第六十五條中「前条」を「前条第一項」に、「第六十四條」を「第六十四條第一項」に改める。（昭和六十二年及び昭和六十三年における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に關する法律の一部改正）

第四條 昭和六十二年及び昭和六十三年における国家公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に關する法律（昭和六十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び昭和六十三年」を「昭和六十三年度及び平成元年度」に改める。

第一條第一項中「この項及び第三條第一項において」を削り、同条第三項中「第三條第三項」の下に「及び第五條第三項」を加える。

第二條第一項中「次項及び第四條第二項において」を「以下」に改め、「第四條第一項」の下に「及び第六條第一項」を加え、同条第二項中「第四條第二項」の下に「及び第六條第二項」を加える。

第四條の次に次の二條を加える。

（平成元年度における年金の額の改定の特例）
第五條 共済法による年金である給付については、昭和六十二年の年平均の物価指数に對する昭和六十三年の年平均の物価指数の比率を基準として、平成元年四月分以後の当該年金である給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金である給付の額の改定の措置は、政令で定める。

3 前二項の規定により年金である給付の額の改定の措置が講じられたときは、共済法第七十二條の二の規定の適用については、同条の規定による年金である給付の額の改定の措置が講じられたものとみなす。

第六條 前条第一項及び第二項の規定は、旧共済法による年金について準用する。

2 前項の規定により年金の額の改定の措置が講じられたときは、昭和六十年改正法附則第五十條第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定による年金の額の改定の

措置が講じられたものとみなす。

（日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正）
第五條 日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七條第十二項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に改め、同条第十四項中「昭和六十六年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第十五項中「昭和七十二年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改める。

第三十八條第二項に後段として次のように加える。

この場合においては、改正後の共済施行法第三條の二第二項中「適用法人」とあるのは、「適用法人（新法第八條第二項に規定する日本鉄道共済組合が支給する年金である給付に係るものについては、日本国有鉄道清算事業団）」とする。

第三十九條及び第四十條中「昭和六十五年四月一日」を「平成二年四月一日」に改める。

附則第十三條第二項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

附則第十四條第一項中「附則第十六條」を「から附則第十六條の二まで」に改める。

附則第十六條第一項中「以下この条」の下に「及び次条」を、「次条」の下に「及び附則第七條」を加え、「第六十四條の規定に」を「第六十四條第一項の規定に」に改め、同条の次に次の一條を加える。

第十六條の二 清算事業団は、昭和六十一年度以前において国鉄共済組合の長期給付に要する費用及び改正前の昭和五十八年法律第八十二号附則第三條第一項に規定する旧組合の長期給付に要する費用として日本国有鉄道が政令で定めるところにより負担すべきであつた負担金の額と同年度以前においてこれらの費用として日本国有鉄道が負担した負担金の額との差額に相当する金額（前条第一項の規定

による調整の対象となる金額に係るものを除く。として政令で定める金額に大蔵大臣が定めるところにより算定した当該金額が支払われるまでの間の利子に相当する金額を加えた金額を、大蔵大臣が定めるところにより、日本鉄道共済組合に支払うものとする。

2 清算事業団が前項の規定による支払をする場合における改正後の共済法第九十九条第一項第二号及び附則第二十條第二項並びに改正後の昭和六十年法律第五号附則第六十四條第一項第五号の規定の適用については、改正後の共済法第九十九条第一項第二号中「掲げるもの」とあるのは「掲げるもの及び日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）附則第十六條の二第一項の規定により支払われる金額に係るもの」と、「同項第二号」とあるのは「次項第二号」と、改正後の共済法附則第二十條第二項中「負担される金額」とあるのは「負担される金額、日本国有鉄道改革法等施行法附則第十六條の二第一項の規定により支払われる金額」と、改正後の昭和六十一年法律第五号附則第六十四條第一項第五号中「規定するもの」とあるのは「規定するもの及び日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）附則第十六條の二第一項の規定により支払われる金額に係るもの」とする。

附則第二十三條第十四項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に、「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、平成元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国公務員等共済組合法第六十七條第一項の改正規定、第四條の規定及び附則第三條の規定 公布の日

二 第一条中国公務員等共済組合法附則第十四條の十を同法附則第十四條の十一とし、同法附則第十四條の九の次に一條を加える改正規定並びに同法附則第二十條第二項及び第二十條の二の改正規定、第二條の規定、第三條中国公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第三十四條の改正規定、同法附則第五十一條の改正規定（同条第一項の改正規定を除く）、同法附則第六十四條に一項を加える改正規定及び同法附則第六十五條の改正規定、第五條の規定並びに附則第六條から第八條までの規定 平成二年四月一日

（標準報酬に関する経過措置）

第二条 平成元年十月一日前に国家公務員等共済組合（以下「組合」という。）の組合員の資格を取得して、同日まで引き続き組合員の資格を有する者（国家公務員等共済組合法（以下「法」という。）第百二十六條の五第二項に規定する任意継続組合員、法附則第十二條第三項に規定する特例退職組合員及び法附則第十三條の三第四項に規定する特例継続組合員を除く。）のうち、同年七月一日から九月三十日までの間に組合員の資格を取得した者又は法第四十二條第七項の規定により同年八月若しくは九月から標準報酬（同条第一項に規定する標準報酬をいう。以下この条において同じ。）が改定された者であつて、同月の標準報酬の月額が七万六千円以下であるもの又は四十七万四千円であるもの（当該標準報酬の月額の基礎となつた報酬月額が四十八万五千円未満であるものを除く。）の標準報酬は、当該標準報酬の月額の基礎となつた報酬月額を第一條の規定による改正後の法（以下「改正後の法」という。）第四十二條第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、組合が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬は、平成元年十月から平成二年九月までの各月の標準報酬とする。
（出産手当金に関する経過措置）

第三条 出産の日が附則第一條第一号に定める日の前四十二日以前の日である組合の組合員及び組合員であつた者については、改正後の法第六十七條第一項の規定は、適用しない。
（法による年金である給付の額等に関する経過措置）

第四条 平成元年九月分以前の月分の法による年金である給付の額及び旧共済法による年金（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号）以下「昭和六十年改正法」という。）附則第二條第六号に規定する旧共済法による年金をいう。以下同じ。）の額については、なお従前の例による。

2 改正後の法第八十七條の七の規定は、この法律の施行の日以後に給付事由が生じた法による障害一時金の額について適用し、同日前に給付事由が生じた法による障害一時金の額については、なお従前の例による。

（日本鉄道共済組合が支給する平成六年九月分までの年金である給付に係る平均標準報酬月額等の改定率に関する経過措置）

第五条 改正後の法附則第十三條の九の規定は、平成元年十月分から平成六年九月分までの月分の日本鉄道共済組合（法第八條第二項に規定する日本鉄道共済組合をいう。以下同じ。）が支給する法による年金である給付については、適用しない。

2 前項の場合において、平成元年十月分から平成六年九月分までの月分の日本鉄道共済組合が支給する法による年金である給付で昭和六十二年十二月以前の組合員期間を有する者の法第七十七條第一項に規定する平均標準報酬月額を計算する場合においては、同項中「各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額」とあるのは、「各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額にそれぞれ昭和六十一年の年平均の物価指数に対する昭和六十三年の年平均の物価指数の比率を基準として政令で定める率を乗じて得た額（昭和六十一年十二月以前の組合員期間があるとき（昭和六十一年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその月額にそれぞれ昭和六十二年の年平均の物価指数に対する昭和六十三年の年平均の物価指数の比率を基準として政令で定める率を乗じて得た額とし、昭和六十二年十二月以前の組合員期間があるとき（昭和六十一年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその月額にそれぞれ昭和六十二年の年平均の物価指数に対する昭和六十三年の年平均の物価指数の比率を基準として政令で定める率を乗じて得た額とする。）」とする。

3 平成元年十月分から平成六年九月分までの月分の日本鉄道共済組合が支給する旧共済法による年金に対する第三條の規定による改正後の昭和六十一年改正法（以下「改正後の昭和六十一年改正法」という。）附則第五十一條第一項の規定により読み替えられた改正後の昭和六十一年改正法附則第三十五條第一項の規定及び改正後の昭和六十一年改正法附則第五十七條第一項の規定の適用については、これらの規定中「新共済法附則第十三條の九に規定する政令で定めるところにより区分された期間のうちの最初の期間に係る同条の規定により読み替えられた新共済法第七十七條第一項に規定する政令で定める率」とあるのは、「昭和六十一年の年平均の物価指数に対する昭和六十三年の年平均の物価指数の比率を基準として政令で定める率」とする。

（日本鉄道共済組合又は日本たばこ産業共済組合が支給する退職共済年金の支給開始年齢の特例等に関する経過措置）
第六条 改正後の法附則第二十條の二第五項及び第六項並びに第二條の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法第十條第五項の規定は、平成二年四月一日以後に退職した者に係る法による退職共済年金に就いて適用し、同日前に退職した者に係る法による退職共済年金については、なお従前の例による。
（日本鉄道共済組合が支給する旧共済法による

六十一年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその月額にそれぞれ昭和六十一年の年平均の物価指数に対する昭和六十三年の年平均の物価指数の比率を基準として政令で定める率を乗じて得た額とし、昭和六十二年十二月以前の組合員期間があるとき（昭和六十一年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）はその月額にそれぞれ昭和六十二年の年平均の物価指数に対する昭和六十三年の年平均の物価指数の比率を基準として政令で定める率を乗じて得た額とする。）」とする。

年金に係る従前額保障の特例に関する経過措置

第七條 改正後の昭和六十年改正法附則第五十一條第三項の規定は、平成二年四月分以後の月分の旧共済法による年金の額について適用し、同年三月分以前の月分の旧共済法による年金の額については、なお従前の例による。

(日本たばこ産業共済組合が支給する退職共済年金等の額の特例に関する経過措置)

第八條 改正後の法附則第二十條の二第一項及び第二項並びに改正後の昭和六十年改正法附則第三十四條第一項の規定は、平成二年四月一日以後に退職した者に係る法による退職共済年金、同日以後に法第八十一條第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になった者に係る法による障害共済年金又は同日以後に死亡した者に係る法による遺族共済年金については、次項に定めるもののほか、なお従前の例による。

2 平成二年四月一日前に退職した者に係る法による退職共済年金、同日前に法第八十一條第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になった者に係る法による障害共済年金又は同日前に死亡した者に係る法による遺族共済年金については、次項に定めるもののほか、なお従前の例による。

2 平成二年四月一日前に退職した者に係る法による退職共済年金、同日前に法第八十一條第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態になった者に係る法による障害共済年金又は同日前に死亡した者に係る法による遺族共済年金で日本たばこ産業共済組合(法第八條第二項に規定する日本たばこ産業共済組合をいう。以下同じ。)が支給するものについての改正後の法第七十二條の二の規定による年金の額の改定は、当該退職共済年金の額のうち法第七十四條第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、当該障害共済年金の額のうち同項に規定する障害共済年金の職域加算額又は当該遺族共済年金の額のうち同項に規定する遺族共済年金の職域加算額に相当するものについては、行わないものとする。

平成元年十一月十八日印刷

3 改正後の法附則第二十條の二第一項及び第二項の規定は、平成二年四月一日以後に給付事由が生じた法による障害一時金の額について適用し、同日前に給付事由が生じた法による障害一時金の額については、なお従前の例による。

4 改正後の昭和六十年改正法附則第五十一條第二項の規定は、平成二年四月一日以後に退職した者に係る昭和六十年改正法附則第三十六條第二項(昭和六十年改正法附則第三十九條において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による退職年金又は減額退職年金(昭和六十年改正法附則第二條第五号に規定する退職年金又は減額退職年金をいう。以下同じ。)の額の改定について適用し、同日前に退職した者に係る同項の規定による退職年金又は減額退職年金の額の改定については、次項に定めるもののほか、なお従前の例による。

5 平成二年四月一日前に退職した者に係る日本たばこ産業共済組合が支給する退職年金又は減額退職年金で昭和六十年改正法附則第三十六條第二項の規定により改定されたものについての改正後の昭和六十年改正法附則第五十一條第一項の規定による年金の額の改定は、当該退職年金又は減額退職年金の額のうち法附則第十二條の四第二項の規定の例により算定した額に相当するものについては、行わないものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)
第九條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

理由

最近における社会経済情勢にかんがみ、国家公務員等共済組合法に基づく長期給付について給付の改善を図るとともに、平成元年度における特例としての年金額の改定の措置を講ずるほか、日本鉄道共済組合及び日本たばこ産業共済組合が行う長期給付事業に係る財政の現状に照らし、これらの共済組合について、その支給する長期給付に關

平成元年十一月二十日発行

し特例を設ける等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大蔵委員會議録第一号中正誤
ページ 段 行 誤 正
七二八 各々 各々
八二六 更生処分 更正処分

衆議院事務局 印刷者 大蔵省印刷局